

# 千葉県フリースクール等民間施設利用料助成事業業務委託 企画提案選定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 千葉県は、フリースクール等の民間施設に通う児童生徒の保護者に対し、その経費の一部を補助する事業に係る業務委託（以下「千葉県フリースクール等民間施設利用料助成事業業務委託」という。）を実施するにあたり、応募のあった企画提案を公正に審査し、受託事業者を選定するため、千葉県フリースクール等民間施設利用料助成事業業務委託企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 選定委員会は、千葉県フリースクール等民間施設利用料助成事業業務委託の受託事業者を選定するにあたり、応募のあった企画提案の審査及び最優秀企画提案の決定を行う。

## (組織)

第3条 選定委員会は、別表に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員は、その職務を執行することが困難なとき、その委員が指名し委員長が認めた者に、その職務を代理させることができる。

## (会議)

第4条 選定委員会は必要に応じて、委員長が招集する。

- 2 選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 選定委員会は、別に定める審査基準に基づき、企画提案の審査及び最優秀企画提案の決定を行う。

## (庶務)

第5条 選定委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教育支援課において処理する。

## (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長

が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月22日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	教育委員会事務局学校教育部長
委員	教育委員会事務局教育総務部総務課長
	教育委員会事務局学校教育部学事課長
	教育委員会事務局学校教育部教育指導課長
	教育委員会事務局学校教育部教育支援課長
	教育委員会事務局学校教育部教育センター所長